

## かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会の設置及び運営に関する要綱

### (設置目的)

第1条 この要綱は、次世代自動車（燃料電池自動車（F C V）及び電気自動車（E V））の普及等を目的として設置する「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代自動車の普及推進方策の検討
- (2) 次世代自動車の普及啓発
- (3) 水素・燃料電池、蓄電池の普及拡大に関する事項
- (4) その他次世代エネルギーシステムの普及推進に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる会員で構成する。

### (座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室長を持って充てる。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会において、必要があると認めるときには、その会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (部会)

第6条 協議会には、水素・燃料電池自動車（F C V）部会及び電気自動車（E V）部会を設置する。

- 2 部会の設置に関する事項は別に定める。

### (ワーキンググループ)

第7条 各部会には、必要に応じてワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの設置に関する事項は別に定める。

### (会議の公開)

第8条 協議会の会議は公開とする。

- 2 傍聴に係る手続等の必要な事項は別に定める。
- 3 会議の議事録は、すみやかに公開する。
- 4 議事録に会員名を記載する場合は、全会員の了解を得る。

### (事務局)

第9条 協議会の事務局は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が担う。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年10月24日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。

## 別表

区分	会員	備考
自動車メーカー	いすゞ自動車株式会社	
	Commercial Japan Partnership Technologies 株式会社	
	スズキ株式会社	
	株式会社SUBARU	
	トヨタ自動車株式会社	
	日産自動車株式会社	
	日野自動車株式会社	
	本田技研工業株式会社	
	マツダ株式会社	
	三菱自動車工業株式会社	
	三菱ふそうトラック・バス株式会社	
電池メーカー	エリーパワー株式会社	
	株式会社AESCジャパン	
	フォーアールエナジー株式会社	
水素・電気供給事業者	岩谷産業株式会社	
	ENEOS株式会社	
	コスモ石油株式会社	
	株式会社JERA	
	大陽日酸株式会社	
	東京ガス株式会社	
	東京電力パワーグリッド株式会社	
	日本エア・リキード合同会社	
水素関連事業者	株式会社鈴木商館	
	株式会社タツノ	
	千代田化工建設株式会社	
	東芝エネルギーシステムズ株式会社	
	トキコシステムソリューションズ株式会社	
	那須電機鉄工株式会社	
	日本製鋼所 M&E 株式会社	
	三菱化工機株式会社	
学識経験者	内田 裕久 (東海大学 特別荣誉教授/国際水素エネルギー協会 フェロー・副会長)	
	原田 亮 (東海大学工学部特定研究員(兼任)総合科学技術研究所研究員/ (国研)産業技術総合研究所招聘研究員/水素エネルギー協会名誉会員)	
行政	経済産業省関東経済産業局	
	横浜市	
	川崎市	
	相模原市	
	神奈川県	座長

(区分毎に五十音順)